

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月28日
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 松田 裕司
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【電話番号】	0547 36 5151
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 経営企画管理室長 大島 一宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目4番1号 ユニゾ八重洲ビル
【電話番号】	03 3273 8281
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 経営企画管理室長 大島 一宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月24日開催の当社第9回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円50銭 総額371,400,885円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月27日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

平成28年10月1日を効力発生日として、当社の段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業における当社の製造機能を含め、当社が島田工場において営む事業に関して有する権利義務を、当社島田工場分社化のために当社が新たに設立した新東海製紙㈱に、吸収分割の方法により承継させるもの。

第3号議案 株式併合の件

平成28年10月1日を効力発生日として、当社普通株式10株を1株の割合で併合する。

第4号議案 定款一部変更の件

株式併合に伴い、平成28年10月1日をもって発行可能株式総数を4億5千万株から4千5百万株に変更するとともに単元株式数を1,000株から100株に変更するもの。

また、その他所要の変更を行うもの。

第5号議案 取締役11名選任の件

取締役として松田裕司、大島一宏、関根常夫、紅林昌巳、渡邊克宏、毛利豊寿、柳川勝彦、大沼裕之、佐野倫明、木村実、大竹優子の11氏を選任する。

第6号議案 補欠監査役2名の件

社内監査役の補欠として河合稔氏を、社外監査役の補欠として神洋明氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成率	結果
第1号議案	120,538個	5,959個	0個	92.49%	可決
第2号議案	122,110個	4,387個	0個	93.69%	可決
第3号議案	126,330個	167個	0個	96.93%	可決
第4号議案	126,332個	159個	0個	96.93%	可決
第5号議案					
松田 裕司	115,567個	10,925個	0個	88.67%	可決
大島 一宏	119,314個	7,178個	0個	91.55%	可決
関根 常夫	119,313個	7,179個	0個	91.55%	可決
紅林 昌巳	119,324個	7,168個	0個	91.55%	可決
渡邊 克宏	125,053個	1,439個	0個	95.95%	可決
毛利 豊寿	125,066個	1,426個	0個	95.96%	可決
柳川 勝彦	126,250個	242個	0個	96.87%	可決
大沼 裕之	126,289個	203個	0個	96.90%	可決
佐野 倫明	126,110個	382個	0個	96.76%	可決
木村 実	126,261個	231個	0個	96.88%	可決
大竹 優子	126,250個	242個	0個	96.87%	可決
第6号議案					
河合 稔	126,292個	201個	0個	96.90%	可決
神 洋明	124,688個	1,805個	0個	95.67%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案、第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第5号議案および第6号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、一部の議決権の数は集計していません。

以 上